平成２８年（フ）第４３１４号
大阪市城東区永田１丁目３番27号
破産者　菊池　則浩
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１３３号
大阪市住吉区我孫子東２丁目６番29号　サンシャイン寿　805号
破産者　橋本　修二
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１３４号
大阪市住吉区我孫子東２丁目６番29号　サンシャイン寿　805号
破産者　橋本美知代
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２９２号
神戸市中央区相生町５丁目14―19　アーバネックス神戸駅前0802号、開始決定時神戸市兵庫区西出町２－４－17　グランカリテ神戸ハーバーランド前203号室
破産者　新井　達也
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３１号
大阪市港区磯路２丁目15番10号　ヤマトマンション　205号
破産者　クラブチェリーこと栗田海淑こと　ＳＥＯ　ＨＡＥＳＯＯＫ　徐　　海淑
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４１号
大阪市西区九条南４丁目６番11号エステート11　401
破産者　杳抜　綾菜
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７７９号
大阪府枚方市上野２丁目９番47―303号、前住所大阪府枚方市山之上３丁目６番18号
破産者　とり鶴商店こと　岡本　敏数
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８０２号
大阪市阿倍野区共立通２丁目７番22号　グランソシエ阿倍野302号
破産者　新　　裕介
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３９号
大阪府富田林市寺池台１丁目15番217―105号
破産者　健康ハウスこと髙山繁憲こと　ＫＯＢＥＯＮＨＥＯＮ（高繁憲）
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８９号
神戸市東灘区魚崎南町６丁目３番３号　朝日ハイツ　２階西号、従前の住所神戸市東灘区田中町２丁目３番23号
破産者　松田　季子
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７９号
熊本県天草市牛深町2039―56　しろはとアパート103号、住民票上の住所熊本県天草市牛深町1117番地13
破産者　中村　元幸
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２４７号
沖縄県那覇市字小禄651番地　ふじアパート205（開始決定記載の住所　沖縄県那覇市小禄651　ふじアパート205）、開始決定時の住民票上の住所沖縄県豊見城市字高安252番地５
破産者　與儀　政子
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２４８号
沖縄県那覇市辻２丁目１番25号　儀間アパート401
破産者　與儀　太子
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１３９号
北海道苫小牧市しらかば町６丁目11番10号
破産者　本間　佑紀
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第２２７号
秋田県南秋田郡井川町浜井川字土樋170番地１
破産者　加藤真由美（旧姓阿部）
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５号
福島県伊達郡川俣町飯坂字諏訪25番地の２
破産者　佐藤　勝康
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１１号
茨城県守谷市百合ケ丘２丁目2779番地の224
破産者　加藤　明美
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第６５３号
兵庫県西宮市甲子園砂田町２番７―101号
破産者　嶋﨑　康子
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係